

公表建物一覧表

この公表は、鯖江・丹生消防組合消防本部管内の建物のうち、公表の対象となる建物で、消防法令上、設置が必要な消防用設備が未設置の建物所在地、名称及び違反内容等をお知らせするもので、火災危険についての情報提供です。

《公表の対象となる建物》

- ① 宿泊施設、飲食店、物販店などの不特定多数の人が利用する建物
- ② 社会福祉施設などの一人で避難することが困難な人が利用する施設

《消防用設備等》

- ① 屋内消火栓設備
- ② スプリンクラー設備
- ③ 自動火災報知設備

現在、鯖江市および越前町内において公表の対象となる消防法令違反の建物は次のとおりです。

令和6年2月9日 更新

No.	建物の名称	建物の所在地	公表該当違反の内容			公表日	管轄している署、分署、所	備考
			違反指摘事項	違反の位置等	根拠条項			
1	菓子工房 yamahatsu GELATO&CAFÉ REAK3	鯖江市 北野町2丁目 19-20	③自動火災 報知設備 未設置	防火対象物 全体	消防法 第17条 第1項	令和6年 2月9日	消防署	
以下、余白								

※違反指摘事項…①屋内消火栓設備 ②スプリンクラー設備 ③自動火災報知設備